

植柳自治連合会・会長 宇野健藏

臨時総会へのご案内

すでに、町会長様を通じて、「時代祭訴訟」の和解に向けた自治連合会の方針についてお知らせしておりましたが、下記の要領で「臨時総会」を開催させていただきますので、ご出席いただきたくお願いいたします。なお、ご欠席の場合は、委任状あるいは表決書を提出していただきますようお願いいたします。

日時 令和5年(2023)3月4日(土) 午後7時より

場所 仮設自治会館(植松公園内)

議案1 「時代祭資金支出差止訴訟に対する自治連合会の対応方針について」

なお、会員様の出欠連絡、委任状あるいは表決書につきましては、2月27日までに町会長様に提出いただき、町会長様は、3月1日までに自治連合会・庶務の勝間(四本松町)までご提出いただきますようお願い申し上げます。

以上

キリトリ

出席・欠席連絡、委任状および表決書

出席あるいは欠席のいずれかに○をお願いいたします。

- 1. 令和5年3月4日開催の植柳自治連合会臨時総会に、出席いたします。
- 2. 令和5年3月4日開催の植柳自治連合会臨時総会に、欠席いたします。

・欠席される場合は、委任状か表決書のいずれかの提出をお願いいたします。

(1) 委任状

令和5年3月4日開催の植柳自治連合会臨時総会を欠席しますので、議決に関する権限を自治連合会会長あるいは代理人 \_\_\_\_\_ に委任いたします。

(会長又は代理人いずれかに○をお願いします)

(2) 表決書

令和5年3月4日開催の植柳自治連合会臨時総会を欠席しますので、次のとおり議決に関する権限を行使いたします。(いずれかに○をお願いします)

第1号議案 賛成 ・ 反対

なお、欠席され、委任状あるいは表決書に無記入の場合は、議決の権限を会長に委任したことにさせていただきます。

令和5年2月 日

町名: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_ (印)

(印の代わりに自筆サインでも可)

臨時総会・議案書(2023.3.4)

議案1. 時代祭資金支出差止訴訟に対する自治連合会の対応方針について

自治連合会の対応方針

1. 組織関係の見直し

時代祭行列その他宗教性のある行事を行う組織と自治連合会の組織を別のものにするという観点から以下のとおりとする。

- ① 時代祭行列は、時代祭行列実行委員会で行う。
- ② その他宗教性のある行事は、神事部で行う。
- ③ 時代祭行列実行委員会は、自治連合会組織とは別に構成される組織で、有志により構成される。
- ④ 神事部は、自治連合会を構成する各種関係団体の一つであり、地域の活動を行う上での自治連合会との協力関係にある別組織の関係団体で、有志により構成される。

2. 会計関係の見直し

① 時代祭行列その他宗教性のある行事を行う組織への支出は自治連合会の会費からは支出しないという観点から以下のとおりとする。

ア 自治連合会の事業費基金積立は時代祭行列その他宗教性のある行事以外の事業の費用が不足したときにその不足分に充てるものとする。

イ 自治連合会の事業費基金積立から時代祭行列実行委員会その他宗教性のある行事への支出は行わない。

ウ 自治連合会が神社祭礼費として平安講社及び伏見稻荷(川西崇敬会)に納めることはしない。

エ 時代祭協賛金及び神社祭礼費は、時代祭行列実行委員会及び神事部が自治連合会会費とは別に徴収し、同意しない会員からは徴収しない。

オ 自治連合会費、時代祭協賛金及び神社祭礼費の徴収は、町会長が会費との区分を明確にした上でまとめて徴収し、自治連・会計に納入することができるものとする。会計は、納入された神社祭礼費相当分を神事部に、時代祭協賛金相当分を時代祭行列実行委員会に交付する。ただし、町会長がこの取扱いに同意しないときはその限りではない。

② 自治連合会会費は、植柳自治連合会会則を変更し「月額一世帯一口最低百五十円とし、口数は制限しない。」を「月額一世帯一口最低百二十五円とし、口数は制限しない。」と改める。(会費としては、神社祭礼費相当分二十五円を減額する。)

以上

臨時総会にご出席いただく会員の皆様は、この議案書をお持ちください。

10 - 28